

荏田町教育委員会告示第12号

荏田町公共施設予約システムの利用に関する規程を制定する告示を次のように定める。

令和4年12月19日

荏田町教育長 井上 三津子

荏田町公共施設予約システムの利用に関する規程を制定する告示

荏田町公共施設予約システムの利用に関する規程を次のように制定する。

(趣旨)

第1条 この告示は、荏田町公共施設予約システム(以下「予約システム」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予約システム インターネットを通じて、対象施設の空き状況の確認及び予約等のサービスを提供するシステムをいう。
- (2) 対象施設 予約システム上で公開している公共施設をいう。
- (3) 利用者登録 予約システムを利用する、個人又は団体の必要な事項を登録することをいう。
- (4) 登録者 予約システムを利用して、対象施設の利用予約を行う個人又は団体で、利用者登録が完了したものをいう。
- (5) 利用者ID 利用者の登録の際、登録者を識別するために付す番号をいう。
- (6) パスワード 利用者IDと組み合わせて登録者を認識するために使用する符号をいう。
- (7) 閲覧者 予約システムを利用して、施設の利用予約状況を閲覧する個人又は団体をいう。

(対象施設)

第3条 予約システムの対象となる公共施設(以下「対象施設」という。)

は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中央公民館
- (2) 北公民館
- (3) 小波瀬コミュニティセンター
- (4) 西部公民館
- (5) 総合体育館
- (6) 三原文化会館
- (7) 臨海総合グラウンド
- (8) 殿川テニスコート

(利用者登録の申請)

第4条 利用者登録を希望する個人又は団体(以下「申請者」という。)

は、苅田町公共施設予約システム利用者登録等申請書(別記様式。以下「登録等申請書」という。)を、あらかじめ苅田町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請があったときは、申請者を特定するために必要な氏名その他を明らかにする書面等の提示を求めることができる。

(利用者登録)

第5条 前条の規定による申請があった場合には、教育委員会は利用者登録の可否を審査し、適当であると認めるときは、利用者登録を行うとともに、当該申請者に利用者登録が完了したこと及び利用者IDを通知するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、教育委員会が特に認めるものについては、利用者登録ができるものとする。

(利用者登録事項の変更)

第6条 登録者は、利用者登録に係る事項について変更しようとするときは、登録等申請書を遅滞なく教育委員会に提出しなければならない。
ただし、パスワードを変更しようとする場合は、この限りでない。

(利用者登録の廃止)

第7条 登録者は、利用者登録の廃止を希望するときは、登録等申請書を

教育委員会に提出しなければならない。

(利用者登録の抹消)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは利用者登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定による利用者登録の廃止の申請を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用者登録がなされたとき。
- (3) 登録者への通知又は連絡を行うことができないと認めたとき。
- (4) 本告示の規定に違反したとき。
- (5) 予約システムのほか施設の運営を故意又は重大な過失により破壊若しくは妨害したとき。
- (6) その他利用者登録を抹消すべき事由があると教育委員会が認めたとき。

(対象施設の予約)

第9条 登録者は、対象施設を使用しようとするときは、ID番号及びパスワード等を用いて、予約の申込みをすることができる。

2 教育委員会は、前項又は第4項の規定による予約の申込みがあったときは、当該予約の申込みのあった対象施設の予約の申込みの状況に応じて予約の決定を行うものとする。

3 教育委員会は、予約の申込みが複数あると見込めるときは、期間を定めて予約の申込みを募り、抽選等により予約の決定を行うものとし、その結果を当該予約の申込みをした者に予約システムにより通知するものとする。

4 予約システムを利用することができないとき又は教育委員会がやむを得ないと認めるときは、対象施設の窓口において施設の使用に係る予約の申込みを行うことができる。

(利用予約の失効)

第10条 登録者が、予約システムにより対象施設の利用予約を行ったときは、利用日予約を行った日から起算して3日以内に使用料を支払わなかったときは、当該対象施設の利用予約は失効する。

(申請件数の制限)

第11条 教育委員会は、必要と認めるときは、予約システムによる利用

予約件数を制限することができる。

(禁止事項)

第12条 登録者及び閲覧者は、予約システムを、施設の空き状況の確認及び予約以外の目的に利用してはならない。

2 登録者及び閲覧者は、予約システムに不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)をしてはならない。

3 登録者及び閲覧者は、予約システムの管理及び運営を故意に妨害してはならない。

4 登録者は、利用者ID及びパスワードを第三者に使用させてはならない。

5 予約システムにより対象施設の利用を行おうとする個人又は団体は、重複して利用者登録を申請してはならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。